

# 特定商取引法の平成28年改正における 5年後見直しに基づく抜本的改正を求める要望意見書

特定商取引法（以下、特商法という。）の平成28年改正法の附則に定められた、いわゆる5年後見直しの時期が、令和4年12月に経過しました。

令和4年版消費者白書によると、消費生活相談は85万2,000件で、特商法の対象分野の相談は全体の約55%という高い比率を占めています。とりわけ訪問販売、電話勧誘販売の割合は、認知症等の高齢者の消費者トラブルの中で48.6%と多数を占めています。このことから、超高齢社会において判断力の衰えた高齢者が悪質商法のターゲットにされていることがうかがわれ、早急な対応が必要です。

また世代全体で見ると、インターネット通販に関する相談が27.4%と最多となっており、デジタル社会の進展、さらにはコロナ禍の影響もあって、インターネット通販におけるトラブルが増加していることが見てとれます。この傾向はデジタル社会のさらなる進展とともに、今後さらに強まると思われます。

他方、マルチ取引については毎年約9,000件から10,000件程度と無視できない件数で推移していますが、その半数近くが20歳代となっています。今後は、令和4年4月の成年年齢引下げに伴い、18歳から19歳を狙ったマルチ取引被害の増加が予想されます。

よって、国及び関係機関におかれましては、これらの被害に対処するため下記の事項について、特商法の改正を行うために消費者庁に検討会を設置し、早急に検討を進めるよう要望いたします。

## 記

- 1 訪問販売や電話勧誘販売について、事前拒否者に対する勧誘を禁止する制度を導入すること。
- 2 SNS等を通じた勧誘を伴うインターネット通販について、クーリングオフや勧誘規制等電話勧誘販売と同レベルの規制を導入するとともに、SNS事業者等に対し、消費者トラブル発生時における通信販売業者、勧誘者に関する情報の開示を義務づけること。
- 3 マルチ取引について、国による登録、確認等の開業規制を導入するとともに、被害の予防、救済のための規制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫小牧市議会

【提出先】 内閣総理大臣